

未熟児養育医療給付申請のご案内



姫路市ホームページはこちら

●未熟児養育医療とは・・・

未熟児で生まれ、指定養育医療機関（※）において医師が入院して養育を受ける必要があると認め姫路市で承認された場合に、医療費（保険診療分）および入院時食事療養費を公費負担する制度です。

（通院治療は認められません）

【養育医療給付の対象】

- ① 出生時の体重が2,000g以下の児
 - ② 生活力が特に薄弱であって、下記の対象となる症状にあげるいずれかの症状を示す児
- 運動不安・けいれん、体温34度以下、強度のチアノーゼ・呼吸数の異常など呼吸器・循環器の症状がある、排便がない・嘔吐が持続など消化器の症状がある、強い黄疸 など

※指定養育医療機関（姫路市内）： 姫路医療センター・姫路赤十字病院・姫路聖マリア病院

●申請手続きについて

次の書類（①～⑦）を揃えて、生まれた日（当日含む）から**15日以内**に手続きをしてください。

①～③は保健センター・保健センター分室でお渡しします。（姫路市ホームページからダウンロードもできます）

- ① **養育医療給付申請書**

② **養育医療意見書**

③ **世帯調書**

保護者の方が記入してください。
※給付を受けようとするお子さんのマイナンバー（個人番号）が分からない場合は、空欄にしてください。

担当医師に記入してもらってください。

保護者の方が記入してください。
続柄は、給付を受けようとするお子さんを本人とし、**本人と生計を同じくしている人（単身赴任など別世帯にいる扶養義務者も含む）**
全員分を記入してください（太枠内のみ）。

④ **市民税額関係書類** 世帯調書に記入している人のうち、18歳以上の方及び18歳未満で就業している方全員分の提出が必要です。

※以下のいずれにも該当する方は、市民税額関係書類の提出を省略することができます。

 - 1. 申請書裏面の同意書に署名がある方
 - 2. マイナンバーによる情報連携によって市民税額が確認できる方

※未申告や転入等により、税務情報が確認できない場合は、
市民税・県民税所得（課税）証明書の提出をお願いすることがあります。

⑤ **健康保険情報のわかるもの** 下記(1)～(3)のうち1つ ※保護者（お子さんを扶養される方）のもの
※生活保護を受給している方は、福祉事務所が発行する「生活保護受給証明書」を提出してください。
(1) 健康保険証（令和7年12月1日まで。保険証の有効期間内のものに限る）
(2) 医療保険者から交付された「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」
(3) マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」（マイナ保険証利用登録済の方）
※(3)の場合、前もって「資格情報画面」をマイナポータルからダウンロードし、PDFデータやスクリーンショットでスマホに保存しておいてください

⑥ **個人番号（マイナンバー）確認書類**
世帯調書に記入している人全員分をお持ちください（本人分は不要）。

⑦ **身元確認書類** 窓口で手続きに来られる方のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等、顔写真付きのものをお持ちください。

申請書類の審査に1～2週間かかります。その後、審査の結果については自宅へお送りします。

【問い合わせ先】 姫路市保健所健康課 TEL (079) 289-1641